

千葉県保健師等修学資金 Q & A

質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。参考にしてください。

在学中・就業中も、決められた手続きがあります。
必要な報告や届出をしない場合、やむなく返還を求めることになります。
手続きについて不明な点等がある場合は、早めにお問合せください。

◎ 現況報告について

Q 1 : 「現況報告書」(第14号様式)は、毎年提出する必要がありますか。

A 1 : 返還が免除されるまで毎年(在学中も含む)、3月31日現在の「現況報告書」(第14号様式)を4月末までに速やかに提出する必要があります。

Q 2 : 「現況報告書」(第14号様式)を5年間提出すれば、免除になるのでしょうか。

A 2 : 返還免除を受けるためには、「返還免除申請書」(第9号様式)と在職期間証明書(各勤務先にて作成)の提出が必要です。「現況報告書」を返還が免除されるまで毎年提出しただけでは、免除になりません。

◎ 氏名・住所・就業先の変更について

Q 3 : 氏名・住所が変わりました。「現況報告書」(第14号様式)に新氏名・新住所を記載すれば、変更手続きが済んだことになりますか。

A 3 : 氏名や住所が変わった際は、必ず「氏名(住所)変更届」(第15号様式)を提出してください。他の申請書・届等に新住所を書いただけでは変わりません。

「氏名(住所)変更届」(第15号様式)は、メールでの提出またはちば電子申請サービスからの手続きも受け付けています。

※ちば電子申請サービスでの手続きは、下記のQRコードにアクセスしてください。



Q 4 : 連帯保証人の住所が変わったのですが、届出が必要ですか。

A 4 : 「連帯保証人変更届」(第5号様式)を提出してください。

Q 5 : 連帯保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A 5 : 新しい連帯保証人として、成年者で他の連帯保証人とは独立の生計を営む方を選び、「連帯保証人変更届」(第5号様式)により届け出てください。

新連帯保証人の実印（印鑑登録証明書の印）を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Q 6 : 勤務先を変えたいと思っています。再就職先がなかなか見つかりませんが、転職活動中の手続きはどのようにしたらよいのでしょうか。

A 6 : 「引き続き」勤務することが返還免除の条件になっています。これは文字どおり退職した翌日には新しい勤務場所に就職していることを意味しますが、再就職（転職）活動の期間として概ね退職後1か月間を上限として認めます。それ以上の期間は条例の要件に該当しないものとして返還していただきますのでご注意ください。

※病気等により、やむを得ずこの期間を超えてしまう場合は、速やかにご連絡ください。ただし、求人があるにもかかわらず、個人的な都合でこの期間に再就職しない場合は理由として認めません。具体的には、ハローワーク、ナースセンター等の職業紹介制度に求人の登録があるにもかかわらず、希望条件が多い・特別な希望条件等、条件が合わずにこの期間内に再就職できない場合等は、本人に就業の意思があっても「引き続き」勤務が必要となる条例の要件に該当しないため、返還していただきますのでご注意ください。

※転職活動期間は、業務従事期間に算定されません。

Q 7 : 転職先として、非常勤（パート・派遣）としての勤務を検討しています。業務従事期間として認められるでしょうか。

A 7 : 業務従事は、常勤勤務であることが必要であり、非常勤勤務は原則として認めておりません。ただし、非常勤勤務での就業も、フルタイムと同程度の勤務時間（およそ週30時間以上）で社会保険に加入していれば業務従事期間として認めております。業務従事期間として認められるか不明な場合は、ご相談ください。

Q 8 : 就業先を変更した場合の提出書類を教えてください。

A 8 : 「就業変更届」（第13号様式）と前勤務先の在職期間証明書を提出してください。

Q 9 : 就業先を退職しました。再就業の予定もありません。提出書類を教えてください。

A 9 : 「返還届」（第8号様式）を提出してください。なお、一部免除要件を満たしている場合は、前勤務先の在職期間証明書も併せて提出してください。

◎ 返還猶予・返還免除について

Q10 : 養成施設を卒業し、返還猶予申請書を作成・提出したいが、免許取得年月日や免許番号が分かりません。

A10 : 厚生労働大臣免許（保健師・助産師・看護師）の場合、免許申請時に提出し厚生労働省から発行された「登録済証明書（ハガキ）」を参照し記入してください。登録済証明書の発行を忘れたり紛失した場合は、厚生労働省ホームページの「登録済証明書の再発行・再送手続きについて」を参照してください。

准看護師免許の場合は、医療整備課までお問い合わせください。

Q11： 看護学校卒業後、英会話学校に進学し、その後県内で看護職として就職しました。この進学は認められるでしょうか。

A11： 進学で返還が猶予されるのは看護関係の養成施設に進学した場合に限りますので、認められません。看護学校卒業の時点で返還していただきます。「返還届」(第8号様式)を提出してください。

※「看護関係の養成施設」とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の養成施設を指し、社会福祉士・介護福祉士・理学療法士等の学校は含まれません。また、養護教諭になるための大学進学も含まれません。

Q12： 長期の休暇（産休育休、療休など）に入る予定です。どのような手続きになりますか。

A12： 1か月以上の休暇を取得する（した）場合は、「返還猶予申請書」(第10号様式)と証拠書類（例：産休育休の場合は「母子手帳の母親の氏名及び出生予定日の記載があるページの写し」、療休の場合は「診断書の写し（療養に要する期間を明記）」を提出してください。なお、職場に復帰する（した）際にも、「返還猶予申請書」(第10号様式)が必要です。

Q13： 結婚（または妊娠）を機に退職する場合は、どのような手続きになりますか。

A13： やむを得ない理由がある場合を除き、貸付金を返還していただきます。「返還届」(第8号様式)を提出してください。

Q14： 病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。返還免除までまだ期間があるのですが、どうなるでしょうか。

A14： 本人の病気等の場合、退職前（やむを得ない場合は退職直後）に「返還猶予申請書」(第10号様式)と「診断書の写し（療養に要する期間を明記）」を提出してください。県において審査を行ったうえで猶予期間の延長を決定します。

この場合、猶予期間は診断書記載の療養に要する期間となり、その期間で治癒しない場合は、再度猶予申請を行っていただくことになり、追加での書類提出が必要となりますので、早めにご相談ください。

また、猶予期間が過ぎても復職しない場合は、返還となります。「返還届」(第8号様式)を提出してください。

Q15： 修学資金を令和3年度から3年間借りました。令和6年4月に免許を取得し、同月に県内の病院へ就職しましたが、令和6年5月1日から令和6年10月31日まで療養のため休職しました。令和6年11月1日から現場に戻って働いていますが、返還が全額免除されるためにはいつまで県内で就業する必要がありますか。

A15： 休職期間がなければ令和6年4月から5年後の令和11年3月末日まで引き続き業務に従事すれば返還免除となりますが、休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、この場合は6か月先の令和11年9月末日まで引き続き業務に従事する必要があります。

◎ 返還について

Q16： 卒業したのが令和6年3月15日で、免許の取得が令和7年4月25日の場合、貸付金は返還しなければならないのですか。

A16： 卒業した日から1年以内に免許を取得することが条件ですので、この場合は返還となります。「返還届」(第8号様式)を提出してください。

※資格試験に不合格であった場合、貸付金は返還となります。

Q17： 修学資金4年間(48か月：864,000円)借り免許を取得後、看護師として県内の病院で働いていましたが、46か月勤務した後で退職しました。返還金額はいくらになりますか。

A17： 貸付けを受けた期間以上業務に従事していないため、全額返還(864,000円)となります。

Q18： 修学資金2年間(24か月：432,000円)借り免許を取得後、看護師として県内の病院で働いていましたが、3年間(36か月)勤務した後で退職しました。返還金額はいくらになりますか。

A18： 貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合、貸付金は一部免除になります。

$$\text{返還金額}^{*1} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付を受けた月数}^{*2} \times 5/2}$$

*1 返還額の1円未満の端数は切捨てとする。

*2 貸付を受けた月数が24か月に満たないときは24か月とする。

$$\begin{aligned} \text{返還金額} &= 432,000 - 432,000 \times \frac{36 \text{ か月}}{24 \text{ か月} \times 5/2} \\ &= 432,000 - 259,200 \\ &= 172,800 \text{ (円)} \end{aligned}$$

となります。

Q19： 貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A19： 返還届にある納付方法の中から、納入通知書と口座振替のいずれかを選択してください。

納入通知書の場合は、県指定金融機関(千葉銀行他)での窓口払い、もしくはペイジーでのお支払いができます。

口座振替払いを希望する場合は、返還届とともに口座振替依頼書を提出、もしくは「千葉県 Web 口座振替受付サービス」でオンラインから申請する必要があります。なお、一括払いの場合の納付方法は、納入通知書のみとなります。

Q20： 卒業後県外に就職したため現在返還中です。今度千葉県内に就職する事になりました。残額について免除になりますか。

A20： 返還免除要件は、「卒業した日から1年以内に免許を取得」し、「免許取得後直ちに県内において業務に従事」することとなっています。この場合は県外に就職した時点で全額返還が確定しますので、その後免除になることはありません。

Q21： 「返還届」(第8号様式)に一括での返還と記入して提出し、その内容で返還決定通知が送付されましたが、その後分割に変更できますか。

A21： 一括払いの場合、返還決定後は返還方法の変更はできません。

Q22： 月賦で返還をしていますが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還金額を少なくしてもらえませんか。

A22： 返還決定後は、(繰り上げ返済を除き)返還方法の変更は認められません。連帯保証人等に相談してください。

Q23： 返還を滞納しています。この場合どうなりますか。

A23： 督促、催告を行い、それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や裁判所等への法的措置を行います。

Q24： 返還金の支払いが納期限に間に合いませんでした。納期限を過ぎても支払いできるでしょうか。

A24： 納期限を過ぎても支払可能ですが、その場合は条例により、後日、年 14.5%の延滞利子を請求します。

計算例

返還金(月額 18,000 円)を納期限 30 日経過し、納付された場合

月額返還金 年利率 14.5% 納期限経過日 年

18,000 円 × 0.145 × 30 日 ÷ 365 日 = 214 円

◎ その他

Q25： 各提出書類の様式はどこで入手できますか。

A25： 千葉県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。
検索サイトから「千葉県保健師等修学資金貸付制度」で検索、または下記の二次元コードを読み込んでください。



Q26： 提出書類はどこに提出すればよいですか。

A26： 【郵送での提出先】

〒260-8667（住所不要）

千葉県健康福祉部医療整備課看護師確保推進室あて

※県内養成施設に在学中の方は、養成施設を通して提出してください。

また、持参での提出も可能です。持参提出する場合は、必ず事前に来庁日時をご連絡ください。

「氏名（住所）変更届」（第13号様式）は、メールでの提出も可能です。メールで提出する場合は、件名に修学生番号と氏名を記載し、iryou-n@mz.pref.chiba.lg.jp に記入した様式（PDFや写真にしたもの）を添付して送付してください。

Q27： 特に書類を提出しなくてもいつか自動的に免除になりますか。

A27： 手続きが取られない場合、貸付金を返還していただきます。必ず書類を提出してください。